平成29年度　青少年のネット非行・被害対策情報＜教員向け第10号・保護者向け第９号＞

差出人：福井県安全環境部県民安全課

送信日：2017/8/18

**児童ポルノ事犯の「自画撮り被害」が増加**

～子どもたちが「自画撮り被害」に遭わないように～

「児童ポルノ事犯」…児童ポルノの画像や動画の所持、公開、製造など

「自画撮り被害」…だまされたり、脅かされたりして児童が自分の裸体を撮影させられた

上、メール等で送らされる被害

※被害児童数など、以下の数字はすべて全国のものです。

**１　自画撮り被害が増加**

平成28年における児童ポルノ事犯の自画撮り被害に遭った児童数は480人であり、平成24年（207人）から毎年増加しています。

自画撮り被害は、コミュニティサイト（※）に起因するものが約８割を占め、また、スマートフォンを使用してコミュニティサイトにアクセスしたことに起因するものが約７割を占めています。

(※)ＳＮＳ、プロフィールサイト等、ウェブサイト内で多数人とコミュニケーションがとれるウェブサイト等のうち、出会い系サイトを除いたものの総称

**２　被害児童の約４割が自画撮り被害**

被害態様別（製造手段別）では、児童ポルノ事犯の被害児童の約４割が自画撮りの被害です。（Ｈ28年：36.6%、Ｈ27年：41.5%、Ｈ26年：38.7%、Ｈ25年：41.8%、Ｈ24年：39.0％）



**３　自画撮りの被害児童の半数以上が中学生**

自画撮り被害に遭った児童の52.7％が中学生、39.2％が高校生です（平成28年）。



**４　自画撮り被害に遭わないために**

（1）自分の裸をスマートフォン等で撮影しない。

（2）交際相手、友達等の信用している相手であっても、自分の裸の写真を送らない。特に、面識のない者（ＳＮＳの相手等）に対しては、絶対に写真を送らない。

※デジタル写真は、コピーが容易であり、一度写真がインターネット上に流出する

と、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、すべての写真を削除することは非常

に困難です。

●友達等に裸の写真を送るよう求めたり、友達等の裸の写真を送ったりするほか、友

達等の裸の写真をスマートフォンに保存した場合には、児童買春、児童ポルノ禁止

法違反の被疑者として検挙・補導されてしまうおそれもあります。

≪出典：警察庁ホームページ≫

<http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/measures/child_pornography.html>

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

　【担当】福井県安全環境部県民安全課　　kenan@pref.fukui.lg.jp

　　 電話：0776-20-0745（直通）